

○飯塚市社会教育関係団体補助金等交付要綱

平成19年4月1日
飯塚市告示第33号
改正 H26-97

(趣旨)

第1条 社会教育及び芸術文化振興を推進するために飯塚市教育委員会(以下「委員会」という。)に登録された社会教育関係団体(以下「関係団体」という。)が行う事業又は活動に要する経費に対する補助金等の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び活動(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表1に掲げる関係団体が行う事業及び活動
- (2) 別表2に掲げる事業
- (3) 社会教育及び芸術文化の振興を図るための講座、教室等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認める団体が行う事業及び活動

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める。

(補則)

第4条 補助金等の交付申請に係る申請書等の様式、その他の補助金の交付等について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日 告示第97号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

(H26-97一改)

関係団体の名称	補助の対象となる内容
飯塚市婦人会	女性の学習活動を推進する事業及び活動に関する経費
飯塚市小中学校PTA連合会	児童又は生徒の保護者及び教師の学習活動を推進する事業及び活動に関する経費
飯塚青少年団体連絡協議会	青少年を対象として活動する団体の相互連携・交流を推進する事業及び活動に関する経費
地球っ子ネットワーク運営委員会	広い視野を持った市民の育成及び国内外との交流を推進する事業及び活動に関する経費
飯塚文化連盟	市民の芸術文化活動を推進する事業及び活動に関する経費
飯塚市体育協会	市民の体育活動及び体育による健康増進を推進する事業及び活動に関する経費
筑豊博物研究会	地域の自然環境の研究活動及び自然保護を推進する事業及び活動に関する経費

別表2(第2条関係)

事業の名称	補助の対象となる内容
少年の船事業	青少年の健全育成とリーダーの養成、平和学習及び世代や地域を越えた交流活動を推進するための研修事業
夏祭り事業	筑豊地域の伝統を守りながら市民の連帯と融和を図るための夏祭り事業
国際フェスティバル事業	国内・国外と問わず、幅広い人々との交流を図り、人材育成を行うための事業
新人音楽コンクール事業	福岡県の中心のまちから優れた新進演奏家の発掘育成と地域音楽文化の振興を図るためのコンクール等の事業